

北朝鮮地域の残留日本人に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年一月四日

有田芳生

参議院議長 山崎正昭殿



北朝鮮地域の残留日本人に関する質問主意書

日朝間のストックホルム合意で課題となっている残留日本人について質問します。

一 政府は一九四五年八月十五日の時点で、現在の北朝鮮地域に何人の日本人がいたと認識していますか。民間人、軍人、軍属の人数をお示し下さい。

二 政府はそれら日本人の帰国はどのように行われたと認識していますか。その法的根拠もあわせてお示し下さい。

三 政府はその後北朝鮮地域に残った日本人の人数、残留した理由をどのように認識していますか。具体的にいつの時点で何人の日本人が残留していたかをお示し下さい。

四 政府は残留日本人の現状についてどう認識していますか。人数をお示し下さい。

五 政府は二〇一五年の一年間に四人の残留日本人が亡くなったと認識していますか。

六 政府は日朝交渉において、帰国を望む残留日本人を確認できたなら、人道問題として先行して解決するつもりはありますか。

右質問する。

